

「図解 2級管工事施工管理技士試験 合格必勝ガイド 新訂第2版」正誤表

(2016年7月10日発行 新訂第2版第1刷用)

2016年6月1日より、建設業法施行令が改正になっておりますので、下記の箇所の訂正をお願いいたします。

訂正箇所	誤	正
p. 204 図-1 図中 解説・囲み「金額の 条件」	……下請代金の総額が3,000万円以上の契約を締結し施工する場合、建設工事業にあつては4,500万円以上	……下請代金の総額が4,000万円以上の契約を締結し施工する場合、建設工事業にあつては6,000万円以上
p. 204 右段上から 24行目	……3,000万円以上、ただし、建築一式工事の場合は、4,500万円以上となる……	……4,000万円以上、ただし、建築一式工事の場合は、6,000万円以上となる……
p. 204 下から2行目	……請負金額4,500万円以上	……請負金額6,000万円以上
p. 204 下から1行目	……請負金額3,000万円以上	……請負金額4,000万円以上
p. 205 右段上から 26行目	……請負代金の金額が3,000万円（建築一式工事の場合：4,500万円）以上……	……請負代金の金額が4,000万円（建築一式工事の場合：6,000万円）以上……
p. 206 左段上から2 行目	……請負代金の金額が3,000万円以上（建築一式工事の場合：4,500万円）……	……請負代金の金額が4,000万円以上（建築一式工事の場合：6,000万円）……
p. 206 左段上から 25行目	……請負代金の金額が2,500万円（建築一式工事の場合：5,000万円）以上……	……請負代金の金額が3,500万円以上（建築一式工事の場合：7,000万円）以上……
p. 206 左段上から 28行目	……ある3,000万円（建築一式工事の場合：4,500万円）以上……	……ある4,000万円以上（建築一式工事の場合：6,000万円）以上……
p. 206 図-2 図中 解説	直接建設工事の場合 請負代金の額「3,000万円以上」 建築一式工事は「4,500万円以上」	直接建設工事の場合 請負代金の額「4,000万円以上」 建築一式工事は「6,000万円以上」
p. 206 図-2 図中 解説	公共的な重要工事の場合 請負代金の額「2,500万円以上」 建築一式工事は「5,000万円以上」	公共的な重要工事の場合 請負代金の額「3,500万円以上」 建築一式工事は「7,000万円以上」
p. 207 例題3	(4) 一般建設業の許可を受けている者は、……総額3,000万円以上となる下請契約をすることはできない。	(4) 一般建設業の許可を受けている者は、……総額4,000万円以上となる下請契約をすることはできない。
p. 208 例題7	(4) 一般建設業の許可を受けている者は、……総額3,000万円以上となる下請契約を締結することはできない。	(4) 一般建設業の許可を受けている者は、……総額4,000万円以上となる下請契約を締結することはできない。
p. 208 例題8 ヒン ト	……下請契約の合計金額が3,000万円以上になる場合は、……	……下請契約の合計金額が4,000万円以上になる場合は、……